

第四種			第三種			
第三級	第二級	第一級	第四級		第三級	
			山地部	平地部	山地部	平地部
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

二 前号に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第五級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）とし、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表の一車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる台数に対する当該道路の計画交通量の割合によって定める。

		第二種		第一種						区分
第二級		第二級	第一級	第四級		第三級		第二級		
山地部	平地部			山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	地形
七、〇〇〇	九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一二、〇〇〇	一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に○・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。	第四種			第三種		
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	
				山地部	山地部	平地部
	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇

3 条例別表第一第二号ハ本文の規則で定める幅員は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車線の幅員の欄に掲げる値とする。

第四級	第三種		第二種				第一種				区分 車線の幅員(単位メートル)	
	第三級		第二級		第一級		第四級		第三級			第二級
	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
	二・七五	三	二・七五	三・二五	三	三・二五	三・五	三	三・二五	三・二五	三・五	三・五

第四種			
第一級		第二級及び第三級	
普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
三・二五		二・七五	二・七五

4 条例別表第一第二号ハただし書の規定により車線の幅員の拡大又は縮小をする場合の当該幅員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路であつて、交通の状況により必要がある場合 前項の表の車線の幅員の欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値

二 第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路であつて、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 前項の表の車線の幅員の欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値

5 条例別表第一第二号ニ本文の規則で定める幅員は四メートルとし、同号ニただし書の規定による車道の幅員の縮小は、三メートルまでの縮小とする。

6 条例別表第一第二号ホの規則で定める幅員は、一・五メートル以上（道路の状況によりやむを得ないときは、一メートル以上一・五メートル未満）とする。（車線の分離等）

第二条 条例別表第一第三号ニ本文の規則で定める幅員は次の表の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とし、同号ニただし書の規定による中央帯の幅員の縮小は、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

第一種		第二種		区分	中央帯の幅員（単位メートル）
第二級	第三級	第四級	第一級		
四・五	三	二・二五	一・七五	第一級	一・二五
二	三	二・二五	一・七五	第二級	一・二五

第四種			第三種	
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級
一			一・七五	
			一	

2 条例別表第一第三号へ本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号へただし書の規定による中央帯に設ける側帯の縮小は同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

第一種			第二種	第三種			第四種
第二級	第三級	第四級		第一級	第二級	第三級	第四級
○・七五			○・五	○・二五			○・二五
○・二五				○・二五			
中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)							

(副道)

第三条 条例別表第一第四号口の規則で定める幅員は、四メートルとする。

(路肩)

第四条 条例別表第一第五号口本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号口ただし書の規定による車道の左側に設ける路肩の幅員の縮小は同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)
----	-------------------------

備考	第一種	第二種	第一種		第三種	第四種	第五種	第一種		第二種	第三種	第四種	第五種
			第三級及び第四級					第二級から第四級まで					
			普通道路	小型道路				普通道路	小型道路				
			一・二五	一・二五				一・二五	一・二五				
第二種		第三級及び第四級		第一種		第二種		第三種		第四種		第五種	
普通道路		小型道路		普通道路		小型道路		普通道路		小型道路		普通道路	
一・二五		一・七五		一		一		一・二五		一・七五		二・七五	
一・二五		一・七五		一		一		一・二五		一・七五		二・七五	

備考

一 副道に接続する路肩については、第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「〇・七五」とあるのは「〇・五」とし、条例別表第一第五号口ただし書の規定は適用しない。

二 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員については、車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えた値とする。

2 条例別表第一第五号ハ本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号ハただし書の規定による車道の左側に設ける路肩の幅員の縮小は同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

第四級	第二級及び第三級	区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)	
		普通道路			一・二五
		小型道路			一・二五
		普通道路	小型道路		一・七五
普通道路	小型道路	一・二五	一・二五		
小型道路	普通道路	二	一・二五		

3 条例別表第一第五号ニの規則で定める幅員は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値とする。

第 四 種	第 三 種	第 二 種	第一種		第二種		区分
			第三級及び第四級		第二級		
種	種	種	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
〇・五	〇・五	〇・五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	一・二五	

備考 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員は、車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えた幅員とする。

4 条例別表第一第五号ホの規則で定める幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルとし、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルとし、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては〇・五メートルとする。

5 条例別表第一第五号チ本文の規則で定める幅員（普通道路に設ける側帯の幅員に限る。）は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号チただし書の規定により普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員を同欄に掲げる幅員と異なる幅員とする場合は同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とする。

第二種	第一種			区分
	第二級	第一級	第二級	
〇・五	〇・五	〇・七五	〇・七五	路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)
		〇・二五	〇・五	

6 条例別表第一第五号チ本文の規則で定める幅員（小型道路に設ける側帯の幅員に限る。）は、〇・二五メートルとする。

(停車帯)

第五条 条例別表第一第六号口本文の規則で定める幅員は二・五メートルとし、同号口ただし書の規定による停車帯の幅員の縮小は一・五メートルまでの縮小とする。

(軌道敷)

第六条 条例別表第一第七号の規則で定める幅員は、次の表の単線又は複線の別の欄に掲げる軌道敷の区分に応じ、同表の軌道敷の幅員の欄に掲げる値とする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位:メートル)
単線	三
複線	六

(自転車道)

第七条 条例別表第一第八号ハ本文の規則で定める幅員は二メートルとし、同号ハただし書の規定による自転車道の幅員の縮小は一・五メートルまでの縮小とする。

(自転車歩行者道)

第八条 条例別表第一第九号口の規則で定める幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートルとし、その他の道路にあつては三メートルとする。

2 条例別表第一第九号ハの規則で定める幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートルとし、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートルとし、並木を設ける場合にあつては一・五メートルとし、ベンチを設ける場合にあつては一メートルとし、その他の場合にあつては〇・五メートルとする。

(歩道)

第九条 条例別表第一第十号ハの規則で定める幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートルとし、その他の道路にあつては二メートルとする。

2 条例別表第一第十号ニの規則で定める幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートルとし、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートルとし、並木を設ける場合にあつては一・五メートルとし、ベンチを設ける場合にあつては一メートルとし、その他の場合にあつては〇・五メートルとする。

(植樹帯等)

第十条 条例別表第一第十二号口の規則で定める幅員は、一・五メートルとする。

2 条例別表第一第十二号ホの規則で定める間隔及び長さは、間隔にあつては二十メートルとし、長さにあつては一・二メートルとする。

(設計速度)

第十一条 条例別表第一第十三号イ本文の規則で定める設計速度は次の表の区分の

欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とし、同号
 イただし書の規定により道路の設計速度を同欄に掲げる値以外の値とする場合は、
 同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とする。

区分		第一種			第二種		第三種			第四種			
		第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	
設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		一〇〇	八〇	六〇	八〇	六〇	六〇	六〇、五〇又は四〇	五〇、四〇又は三〇	四〇、三〇又は二〇	六〇	五〇、四〇又は三〇	二〇
設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		八〇	六〇	五〇	六〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇			五〇又は四〇			三〇

2 条例別表第一第十三号口の規則で定める設計速度は、道路の状況に応じ、一時
 間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。
 (曲線半径)

第十二条 条例別表第一第十五号本文の規則で定める曲線半径は次の表の設計速度
 の欄に掲げる区分に応じ、同表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値とし、同号ただ
 し書の規定による曲線半径の縮小は、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで
 の縮小とする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	二三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇

		四〇	六〇	五〇
	三〇		三〇	
	二〇	一五		

(曲線部の片勾配)

第十三条 条例別表第一第十六号の規則で定める値(第三種の道路で自転車道等を設けないものの曲線部の片勾配の値を除く。)は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び道路の存する地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の最大片勾配の欄に掲げる値とする。

第 四 種	区分	道路の存する地域		最大片勾配(単位 パーセント)
		積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚 だしい地域	
	第一種、第二種 及び第三種	その他の地域	その他の地域	八
		その他の地域		一〇
				六

2 条例別表第一第十六号の規則で定める値(第三種の道路で自転車道等を設けないものの曲線部の片勾配の値に限る。)は、六パーセントとする。

(緩和区間)

第十四条 条例別表第一第十八号ハの規則で定める長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の緩和区間の長さの欄に掲げる値とする。

設計速度(単位 メートル)	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	緩和区間の長さ(単位 メートル)
	八五	七〇	五〇	四〇	三五	二五	二〇	

備考 条例別表第一第十八号口の規定によるすりつけに必要な長さが緩和区間の長さの欄に掲げる値を超える場合には、同欄中「緩和区間の長さ」とあるのは、「すりつけに必要な長さ」とする。

(視距等)

第十五条 条例別表第一第十九号イの規則で定める値は、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の視距の欄に掲げる値とする。

設計速度(単位 メートル)	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇
視距(単位 メートル)	一六〇	一一〇	七五	五五	四〇	三〇	二〇

(縦断勾配)

第十六条 条例別表第二十号本文の規則で定める値は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び設計速度の欄に掲げる設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値とし、同号ただし書の規則で定める範囲は同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とする。

区分	普通道路						
	設計速度(単位 につきキロメートル)	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇
縦断勾配(単位 パーセント)	三	四	五	六	七	八	九
	六	七	八	九	一〇	一一	一二
第一種、第二							

第 四 種										種及び第三種						
小型道路					普通道路					小型道路						
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇
一二	一一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	一二	一一	一〇	九	八	七	四
						一一	一〇	九	八	七						六

(登坂車線)

第十七条 条例別表第一第二十一号イの規則で定める値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 五パーセント
- 二 設計速度が一時間につき百キロメートルである普通道路の場合 三パーセント

2 条例別表第一第二十一号ロの規則で定める幅員は、三メートルとする。
(縦断曲線)

第十八条 条例別表第一第二十二号ロ本文の規則で定める値は次の表の設計速度の欄に掲げる区分及び縦断曲線の曲線形の欄に掲げる区分に応じ、同表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値とし、同号ロただし書の規定による凸形縦断曲線の半径の縮小は、千メートルまでの縮小とする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		縦断曲線の曲線形		縦断曲線の半径(単位 メートル)	
一〇〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	三、〇〇〇	六、五〇〇
八〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	二、〇〇〇	三、〇〇〇
六〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	一、四〇〇	二、〇〇〇
六〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	八〇〇	七〇〇
四〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	四五〇	四五〇
四〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	四五〇	二五〇
三〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	二五〇	二五〇
二〇	凸形曲線	凹形曲線	凹形曲線	一〇〇	一〇〇

2 条例別表第一第二十二号ハの規則で定める値は、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の縦断曲線の長さの欄に掲げる値とする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

(舗装)

第十九条 条例別表第一第二十三号口の規則で定める基準は、車道及び側帯の舗装

の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第百三号）に規定する基準の例によることとする。

（横断勾配）

第二十条 条例別表第一第二十四号イの規則で定める値は、次の表の路面の種類に掲げる区分に応じ、同表の横断勾配の欄に掲げる値とする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
条例別表第一第二十三号ロに規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 条例別表第一第二十四号ロの規則で定める値は、二パーセントとする。

（合成勾配）

第二十一条 条例別表第一第二十五号イ本文の規則で定める値は次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の合成勾配の欄に掲げる値とし、同号イただし書の規則で定める範囲は設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路に限り、十二・五パーセント以下とする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	
三〇	一一・五
二〇	

2 条例別表第一第二十五号ロの規則で定める値は、八パーセントとする。

（平面交差又は接続）

第二十二條 条例別表第一第二十七号ハの規則で定める幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルとし、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルとし、第四種の小型道路にあつては二・五メートルとする。

2 条例別表第一第二十七号ニの規則で定める幅員は、普通道路にあつては三メートルとし、小型道路にあつては二・五メートルとする。

(鉄道等との平面交差)

第二十三条 条例別表第一第二十九号の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

- 一 交差角は、四十五度以上とすること。
- 二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の踏切道における鉄道等の車両の最高速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の見通し区間の長さの欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度(単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

- 第二十四条 条例別表第一第三十号イの規則で定める距離は、二百メートルとする。
- 2 条例別表第一第三十号ハの規則で定める長さは三十メートルとし、規則で定める幅員は五メートルとする。

(交通安全施設)

第二十五条 条例別表第一第三十一号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 駒止

二 道路標識

三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）

四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（防雪施設その他の防護施設）

第二十六条 条例別表第一第三十五号イの規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 吹きだまり防止施設

二 雪崩防止施設

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第二十七条 条例別表第一第四十一号イ本文の規則で定める幅員は、自転車専用道路にあつては三メートルとし、自転車歩行者専用道路にあつては四メートルとする。

2 条例別表第一第四十一号イただし書の規定による幅員の縮小は、二・五メートルまでの縮小とする。

3 条例別表第一第四十一号口の規則で定める幅員は、〇・五メートルとする。

（歩行者専用道路）

第二十八条 条例別表第一第四十二号イの規則で定める幅員は、二メートルとする。

（規則で定める案内標識）

第二十九条 条例別表第二第一号の規則で定める案内標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理府}建設省^令第三号）別表第一に規定する案内標識のうち、次に掲げる事項を表示するものとする。

一 方面、方向及び距離

二 方面及び距離

三 方面及び方向の予告

四 方面及び方向

五 方面、方向及び道路の通称名の予告

六 方面、方向及び道路の通称名

（標識の寸法）

第三十条 条例別表第二第二号の規則で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二に規定する基準の例によることとする。

（道路移動等円滑化基準）

第三十一条 条例別表第三の規定により規則で定める事項は、別表のとおりとする。

この規則は、公布の日から施行する。
別表（第三十一条関係）

5	4	3	2	1	項
第二号ロ(10)	(1) 第二号ロ(1)	第一号へ(1)	第一号ホ(2)	第一号ニ	条例別表第三の規定
エレベーターの乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び	エレベーターのかごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅	歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さ	歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さ	歩道等の縦断勾配	項目
有効幅及び有効奥行きは一・五メートル	ロ イのエレベーター以外のもの の内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅は九十センチメートル	五センチメートル	十五センチメートル	五パーセント。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント	内容

	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	
第四号イ(1)	第三号イ	第二号へ(10)	第二号へ(9)	第二号へ(8)	第二号へ(1)	第二号ホ(1)	第二号ニ(5) ただし書	第二号ニ(5) 本文	第二号ハ(8)	第二号ハ(7)	第二号ハ(2)	第二号ハ(1) ただし書	第二号ハ(1) 本文	
路面電車停留場の乗降	乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ	階段の踊場の踏み幅	階段の高さ	階段の下面と歩道等の路面との間隔	階段の有効幅員	通路の有効幅員	幅 エスカレーターの踏み段を縮小する場合の有効	エスカレーターの踏み段の有効幅	傾斜路の高さ及び踊場の踏み幅	傾斜路の下面と歩道等の路面との間隔	傾斜路の縦断勾配	傾斜路の幅員を縮小する場合の有効幅員	傾斜路の有効幅員	有効奥行き
乗降場の両側を使用するものに	十五センチメートル	一・二メートル	三メートル	二・五メートル	一・五メートル	二メートル	六十センチメートルまでの縮小とすること。	一メートル	高さは七十五センチメートル、踏み幅は高さ七十五センチメートル以内ごとに一・五メートル	二・五メートル	五パーセント	一メートルまでの縮小とすること。	二メートル	

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
(五) 第五号リ(5)	(二) 第五号リ(5)	第五号リ(3)	第五号ニ(1)	第五号ハ(2)	第五号ハ(1)	第五号ロ(3)	第五号イ(4)	第五号イ(2)	
戸の有効幅 便所の出入口に設ける	便所の出入口の有効幅	小便器の受け口の高さ	障害者用駐車施設に係る通路の有効幅員	戸を設ける出入口	自動車駐車場の歩行者の出入口の有効幅	有効奥行き 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行き	障害者用駐車施設の有効幅	自動車駐車場の全駐車台数に応じた障害者用駐車施設の数	場の有効幅員
八十センチメートル	八十センチメートル	三十五センチメートル	二メートル	有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口	九十センチメートル。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入り口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル	有効幅及び有効奥行きは一・五メートル	三・五メートル	自動車駐車場の全駐車台数が二百台以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数、全駐車台数が二百台を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数	あつては二メートル、片側を使用するものにあつては一・五メートル

32	31	30	29
(四) 第五号リ(7)	(二) 第五号リ(7)	(六) 第五号リ(6)	(五) 第五号リ(6)
戸の有効幅 便所の出入口に設ける	便所の出入口の有効幅	戸の有効幅 便所の出入口に設ける	便所の出入口の有効幅
八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル